

狭山市条例第4号

狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染、崩落その他の災害の防止を図り、市民の安全な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂、砂利等で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 埋立て等 埋立て(くぼ地、池沼、掘削地その他のくぼんだ土地を土砂等で埋めることをいう。)、盛土(土地の上に土砂等を集積することをいう。以下この号において同じ。)及びたい積(他の場所への搬出を目的とした一時的な盛土をいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 事業主 埋立て等の発注者又は自ら埋立て等を行う者をいう。
- (4) 事業施工者 事業主から埋立て等を請け負った者(下請人を含む。)をいう。

(適用区域等)

第3条 この条例は、埋立て等を行う区域(以下「事業区域」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 面積が500平方メートル以上の場合
- (2) 埋立て等を行う日前1年以内に、同一事業主によって事業区域に隣接する土地において埋立て等が行われ、当該土地の面積と事業区域の面積とを合算した面積が500平方メートル以上となる場合。ただし、当該土地が規則で定める要件を満たしている場合は、事業区域の面積と合算しない。

2 次に掲げる埋立て等については、前項の規定は、適用しない。

- (1) 災害対策として行う埋立て等
- (2) 国、地方公共団体又は規則で定める公社若しくは公団等が行う埋立て等
- (3) 他の法令の規定により許可又は認可を受けて行う埋立て等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、安全な生活環境の確保に支障がないものとして市長が特に認める埋立て等

(市の責務)

第4条 市は、埋立て等による土壌の汚染、崩落その他の災害の発生を未然に防止するため、埋立て等の状況の把握、不適正な埋立て等の監視及び事実の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業主等の責務)

第5条 事業主及び事業施工者(以下「事業主等」という。)は、埋立て等による土壌の汚染、崩落その他の災害が発生することのないように万全の措置を講じなければならない。

2 事業主等は、埋立て等に係る周辺関係者の理解を得るよう努めるとともに、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(施工基準等の遵守)

第6条 事業主等は、埋立て等による災害の発生を防止し、安全な生活環境が確保できるように、規則で定める埋立て等に係る施工基準(以下「施工基準」という。)を遵守しなければならない。

2 事業主等は、埋立て等による土壌の汚染を防止するため、規則で定める埋立て等に係る土壌に関する基準を遵守するように努めなければならない。

(埋立て等の届出)

第7条 事業主は、埋立て等を行おうとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

(2) 埋立て等の目的

(3) 事業区域の所在地及び面積

(4) 埋立て等に使用する土砂等の採取場所

(5) 埋立て等の施工期間

(6) 埋立て等の施工方法

(7) 事業施工者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

(8) 現場管理責任者の氏名、住所及び連絡先

(9) 埋立て等の施工に用いる機械の種類及び数量

2 前項の規定にかかわらず、事業主は、行おうとする埋立て等がたい積である場合は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 前項第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに掲げる事項

(2) たい積に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量及び期間

(3) たい積の構造

3 前2項の規定による届出には、規則で定める書類等を添付しなければならない。

(変更の届出)

第8条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第2号、第3号、第4号、第5号又は第6号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更内容を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第1項第2号若しくは第3号又は第2項第2号若しくは第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更内容を市長に届け出なければならない。

3 前条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第1項第1号、第7号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に当該変更内容を市長に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第9条 市長は、第7条第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る埋立て等の計画(以下「埋立て等の計画」という。)が施工基準に適合しないときは、当該届出があった日から30日以内に限り、当該届出をした者に対し、埋立て等の計画の変更又は中止を命ずることができる。

2 前項の規定により埋立て等の計画の変更を命じられた者は、施工基準に適合するように当該埋立て等の計画を変更して市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があった場合において、埋立て等の計画が施工基準に適合しないときは、当該届出があった日から20日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該埋立て等の計画の変更又は中止を命ずることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(着手の制限)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る埋立て等を行ってはならない。

2 前条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出をした者は、当該届出をした日から20日を経過した後でなければ、当該届出に係る埋立て等を行ってはならない。

3 市長は、第7条第1項若しくは第2項、第8条第1項若しくは第2項又は第9条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前2項に規定する期間を短縮することができる。

（揭示板の設置）

第11条 事業主等は、埋立て等の施工期間中、事業区域の見やすい場所に規則で定める揭示板を設置しなければならない。

（承継）

第12条 届出をした者について、相続、合併又は分割（当該届出に係る埋立て等の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該埋立て等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、相続により承継した場合は当該相続の日から、合併により承継した場合は当該合併の日から、分割により承継した場合は当該分割の日から、それぞれ30日以内に承継した旨を市長に届け出なければならない。

（施工基準等に適合しない埋立て等に対する措置）

第13条 市長は、事業主等により施工基準又は届出内容に適合しない埋立て等が行われた場合には、当該埋立て等の適正な実施を確保するため、当該事業主等に対し、期限を定めて、当該埋立て等の施工場所又は施工方法、搬入される土砂等の量等について、変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、事業主等により施工基準又は届出内容に適合しない埋立て等が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該事業主等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（埋立て等の中止又は完了の届出）

第14条 事業主は、埋立て等を中止し、又は埋立て等が完了したときは、その日から10日以内に市長に届け出なければならない。

（立入検査等）

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等から必要な事項について報告を求め、又は指定する職員に事業主等の事務所若しくは事業所又は事業区域にある土地若しくは建物に立ち入り、必要な検査又は調査（以下「立入検査

等」という。)をさせることができる。

2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第16条 第13条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第13条第1項の規定による命令に違反した者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項若しくは第2項の規定による届出をしないで埋立て等に着手した者

(2) 第9条第1項又は第3項の中止命令に違反して埋立て等に着手した者

(3) 第9条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで埋立て等に着手した者

(4) 第10条第1項又は第2項に規定する期間内にその届出に係る埋立て等に着手した者

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、当該行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に埋立て等を行っている事業主は、この条例の施行の日から30日以内に第7条第1項又は第2項の規定による届出に相当する届出をしなければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、第7条第1項又は第2項の規定による届出をしたものとみなす。